

平成23年度

教育に関する事務の管理及び執行
状況の点検・評価報告書

三股町教育委員会

○ 自己点検及び評価の経緯

平成20年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなった。

○ 自己点検・評価の考え方

大項目として、1. 教育委員会の活動、2. 教育委員会が管理・執行する事務、3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務、の3つに分けて点検・評価を行った。

特に、3については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げた。また、報告書は、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について作成した。

○ 具体的な点検・評価の方法

次の3つの項目に分類した。

シート1 教育委員会の活動

シート2 教育委員会が管理・執行する事務

シート3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

評価は、A達成している(100%)、Bほぼ達成している(約80%)、C概ね達成している(約60%)、D達成していない(約50%以下)の4段階で実施した。

○ 学識経験者の知見の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項において「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」としていることから、学識経験者として南九州大学人間発達学部教授の、赤松國吉氏にお願いし自己評価についての意見を頂いた。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

1	自己点検・評価シート1（教育委員会の活動）	1
2	自己点検・評価シート2（教育委員会が管理・執行する事務）	2
3	自己点検・評価シート3 (教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務)	4
4	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の報告書	
(1)	学校教育に関すること	11
(2)	生涯学習に関すること	23
(3)	文化振興に関すること	27
(4)	社会体育に関すること	31
5	学識経験者（南九州大学教授 赤松國吉氏）の知見	
6	総合評価	

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 1

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	教育委員会会議の開催回数	A	定例会を毎月1回、必要に応じ臨時会を2回開催した。
	(2)教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	A	県内の研修会に参加し、教育委員会制度改革や他市町村教育委員会の活動等について理解を深め、資質の向上に努めた。
	(3)学校及び教育施設に対する支援	学校訪問 体育施設に関する設置及び管理に関する条例についての一部改正等	A	全校対象に計画訪問を実施し、教育指導上の課題や児童生徒の実態等を把握することができた。 条例等の一部改正について審議決定を行った。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	これまでの教育施策の成果を勘案し、毎年度教育施策の見直しを行い、当該年度の施策や事業を示した。
	(2)学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること		事例なし
	(3)教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	学習指導要領に基づいた。
	(4)人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと		事例なし
	(5)校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行なうこと	A	平成24年3月末の教職員の人事異動に際し、小学校28名、中学校6名の異動の内申を行った。
	(6)教育長、課長、対策監、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	事例なし
	(7)学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること		事例なし
	(8)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	法令等の改正に伴うものの関係規則等の改正を行った。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。
	(10) 教育予算の見積を決定すること	A	各係ごとに説明を受け、原案の決定を行った。
	(11) 要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	A	経済事情及び民生委員の所見を参考に、認定基準により認定した。
	(12) 学校評議員を委嘱すること	A	4月に各小・中学校から推薦のあった評議員34名を委嘱した。
	(13) 社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	A	社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員の任期2年が終了し、新たに選任を行った。
	(14) 校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	経験年数別研修や職能別研修等を実施した。
	(15) 通学区域を定めること		事例なし
	(16) 教科用図書を採択すること	A	新学習指導要領に基づく平成24年度から使用する小学校教科用図書を採択した。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関すること	ア少人数及び複式学級の指導の充実	A ○各小・中学校で習熟度に応じて少人数指導を実施した。 ○複式学級については、指導の充実のため補助教員を4名配置し、きめ細やかな指導を実施した。
		イ適正な就学指導と特別支援教育の充実	A ○就学前の就学相談を2回実施し、保護者の理解を得ながら就学指導を行った。 ○特別支援教育の充実のため、特別支援教育補助教員1名、特別支援教育支援員6名を配置した。
		ウ小中学校連携推進事業の充実	A ○全教職員参加の小中合同授業研究会で、I C Tを活用した授業が公開され、I C T活用の実例報告を行った。 ○三股町児童生徒憲章の取組みを進め、小中一貫教育の充実を図った。 ○文教みまたの伝統教育が全校で実践されている。
		②生徒指導の充実について いじめ、不登校問題への適切な対応	B ○いじめは、学級活動での指導、校内組織の整備等により、教職員・児童生徒・保護者の間で共通の理解を深めた。 ○不登校は、家庭訪問等を繰り返し、学校復帰へ向けた取組みを行った。その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童生徒がいた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

中項目		小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関すること	衛生管理と食中毒の防止	B ○蒸気ボイラー、食器等の更新を行うとともに衛生管理研修への参加、スポーツ振興課及び保健所の指導に基づく改善等を行った。
		学校給食費未納対策	B ○「学校給食費未納対策マニュアル」の見直しを行い、裁判所への申立を行うなど未納対策の強化を図った。
	(2) 教育環境に関する事務	ア 施設設備の計画的整備・充実	A ○学校の要望や長期計画による計画的な施設設備の整備に取り組んだ。 ○三股小学校・梶山小学校・宮村小学校の体育館建築事業を完了した。
		イ ALT教育・ICT教育環境の整備	A ○英語教育・コンピュータ教育の環境整備を図るためJET事業によるALT2名と緊急雇用創出事業によるALT2名・ICT指導員2名(合計4名)を配置した。
	⑤教育研究所の充実について	調査、研究及び研究成果の活用促進	A ○宮崎大学大学院新地辰郎教授を招いて「三股町における教育の情報化に関する研修会」を開催するなど、三股町における教育の情報化の在り方について研究した。 ○各教室に常設されている機器のマニュアルを作成し、教職員がより利用できる環境を作った。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 学校教育に関する事務	⑥適応指導教室の充実について	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通級生への教育相談及び補講を継続して行うことにより基礎学力作りや、心の居場所として支援することができたため、通級率・登校率の向上が図られた。 ○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒をかかえる教員への支援助言を行い、連携が一層緊密になった。
		⑦人権教育の推進について	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、学校全体及び学年ごとの目標を掲げ、工夫された実践がなされた。 ○ 豊かな心の育成と基本的人権を尊重するための教育の推進を図った。 ○ 教職員への研修を実施し、人権意識の啓発を図った。
		⑧安全教育の徹底について	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の遊具点検や通学路点検により、不良箇所を整備し、通学路に街灯1基を設置した。 ○ みまもりたい・青パトを活用して登下校時の安全を確保した。 ○ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施し、児童生徒は交通安全について理解を深めることができた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2)生涯学習に関する事務	①生涯学習社会づくりについて 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実	A ○情報誌「生涯学習みまた」を作成し、また、回覧広報に一年間の主な事業の紹介や募集等を掲載し、町内各世帯へ配付することで生涯学習情報の提供を行った。 ○公民館主催教室を19教室開設し、260名が参加し、生涯学習の充実、また、福祉・健康増進にも効果が得られた。 ○社会教育要覧を作成し関係者に配布した。
		②国際理解教育の推進について 中・高校生海外派遣事業の充実	B ○事前英会話研修はALTの指導により、実践的な研修ができた。 ○中・高校生8名、引率2名でのオーストラリア研修を行い、ホームステイや受入校での授業などを通じ、英会話研修とともに文化交流を実施した。
		③青少年・家庭教育の充実について ア P T A、子ども会等各種社会教育団体と家庭との連携強化	A ○PTAにおいては「研究大会」や中学校の「みまたっ子の会」で、家庭や地域のあり方にについて研修・討議を行った。 ○各種社会教育団体は、家庭との連携を図りつつ、青少年の健全育成活動を実施した。
		イ家庭教育学級の充実	A ○人権についての合同研修会や、各学級ごとに運営の向上、学習内容の充実（食育、性教育、地域交流、親子間交流など）が図られ、幅の広い家庭教育学級が開催された。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (3) 文化振興に関すること	①文化会館の利用促進について	ア文化会館（総合文化施設全体を含む）の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○総合文化施設として、図書館屋上防水、空調設備操作盤及びL P ガス供給装置等の修繕を実施した。 ○文化会館舞台機構の計画改修を実施した。 ○文化会館防火扉の改修工事を実施。構造変更により利用者安全性を向上させた。 ○老朽化、軽微な破損に早めかつ適切な対応に努めた。
		イ自主文化事業及び貸館事業の充実と推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自主文化事業は買取に偏らず、普及啓発・育成を経た作品及び公演制作にも取り組めた。 ○10周年記念の各事業を実施。記念公演として町民参加型演劇作品及び公演を制作。大きな収穫を得た。 ○貸館事業では利用者へ積極的支援によって、満足度の拡充及び今後の利用志向の醸成について、来場者への波及に繋ぐことができた。
	②図書館の利用促進について	ア図書館資料の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○洋書絵本を多数購入した。 ○医療関係の図書を購入した。
		イ読書サービス、読み聞かせ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館まつりなどのイベントを開催した。 ○館内利用者向け検索システム（O P A C）から予約可能となった。 ○開館10周年事業を開催した。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(4) 社会体育に関すること	スポーツ行事の充実および組織の育成と強化	<p>○第4回みまた町民総合スポーツ祭を7月に開催し、14種目に約1,300人の参加があった。自治公民館対抗ソフトボール競技は降雨によりアジャタ（競技玉入れ）に種目変更して実施した。</p> <p>○第11回チャレンジRUN&ウォーキング大会を体育協会およびみまたチャレンジ総合クラブの協力のもと実施した。今回から町内9つの地区対抗による駅伝大会を自治公民館連絡協議会の協力により同時開催した。</p> <p>○スポーツ推進委員によるバウンドテニス講習会を宮村小体育館において10月に計4回開催した。その後、週1回の定例開催へと発展した。</p> <p>○総合型地域スポーツクラブの運営の安定化と事業拡大のために、スポーツ振興くじ助成金を活用した。</p>
		①スポーツ振興基盤の充実	A
		スポーツ施設の計画的整備・充実	<p>○旭ヶ丘運動公園にジョギングやウォーキングに使用できる特設コース約1kmを整備した。</p> <p>○施設整備については、町民のニーズの把握に努め、その中で弓道場を移転整備することができた。</p>

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
	②青少年スポーツの振興	スポーツ少年団等の育成・拡充	<p>○町スポーツ少年団主催の各行事では、育成母集団等の積極的な協力が得られた。</p> <p>A ○全国大会や九州大会に出場する団体もあるなど、優秀な成績を収め、レベルの向上が図られた。</p>

○平成 23 年度事業三股町教育委員会事務点検・評価報告書

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の報告書

(1) 学校教育に関すること

① 教育内容・指導の充実について

ア 少人数及び複式学級の指導の充実

目 標	児童生徒の学力を向上させるため、少人数加配教員がいる小・中学校において、「誰もが分かる授業、伸ばす授業」をめざして児童生徒一人ひとりに確かな学びを身につけさせる少人数指導に取組む。 また、複式学級のある学校に補助教員を配置し、個に応じた指導をめざす。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 少人数加配教員による、習熟度別授業を実施○ 複式学級のある学校に補助教員を配置
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 少人数指導は、小学校では 3 学年～ 6 学年で教科「算数」を実施した。○ 中学校では、1 学年で教科「数学」「英語」を実施した。○ 複式学級のある学校 2 校に 4 名の補助教員を配置した。
評 價	<ul style="list-style-type: none">○ 複式の 4 学級に補助教員を配置し、学年に応じたきめ細かな指導を実施することができた。○ 習熟度に応じて少人数指導を実施した。指導方法の工夫改善を図りながら、分かる授業に取組んだ。
今後の課題と対応方法	個に応じた指導の推進、確かな学力を身に付けさせるためには、教員が指導方法の工夫改善を行うことが必要である。その有効な手立ての 1 つであるので、引き続き教員の配置確保に取組む。

(1) 学校教育に関すること

① 教育内容・指導の充実について

イ 適正な就学指導と特別支援教育の充実

目 標	<p>次年度就学予定児童を対象とする就学相談の充実に努め、適正な就学指導を行う。</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う等、特別支援教育の推進を図る。</p>
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談の実施 ○ 就学指導委員会専門部会による就学指導を実施 ○ 特別支援教育補助教員の配置 ○ 特別支援教育支援員の配置
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談を通じて適正な就学指導を行った。 ○ 専門部会委員による幼稚園・保育園訪問で幼児の実態を把握し、適正な就学指導に努めた。 ○ 特別支援学級のある学校 1 校に補助教員を 1 名配置した。 ○ 通常学級に在籍する特別支援教育を要する児童のいる学校 4 校に支援員を計 6 名配置した。
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学指導委員会が中心となり、就学前の就学相談会を 2 回実施し、保護者の理解を得ながら就学指導を行った。 ○ 特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な就学指導を行った。 ○ 特別支援教育の充実のため、特別支援教育補助教員を 1 名配置し、必要な支援を行った。 ○ 通常学級に在籍する特別支援教育を要する児童のため支援員を 6 名配置し、必要な支援を行った。 <p>以上の取組みにより目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	<p>保護者の不安を解消できるよう就学相談会を充実させる必要がある。そのため、関係機関との情報交換、連携強化に努める。</p> <p>通常学級に在籍する障害のある児童生徒が増加しているため、特別支援教育支援員を増員し、必要な支援を行えるように努める。</p>

(1) 学校教育に関すること

① 教育内容・指導の充実について

ウ 小中学校連携推進事業の充実

目 標	小・中学校9年間を見通した一貫性・系統性のある教育活動の展開、交流授業や合同研修会を実施する。三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施 ○ 「あいさつ」「清掃」「郷土学習」について、その意義を理解する。
平成23年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中合同授業研究会の夏季研修会では、教育研究所と連携して各学校におけるICT機器活用状況について情報を交換し、秋季研修会では、三股小学校の全学級でICTを活用した授業が公開され、全体会では各学校でのICT活用の実例報告を行った。 ○ 三股中学校において、小中学校の代表が集まり話し合うことによって自主的な取組みができるよう「ミニ子どもサミット」を開催した。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の小中学校全職員が一同に会し研修することで、各学校の連携が深まり、教職員の共通理解のもと研修を行うことができた。 ○ ICTに関する基本的な考え方や、授業における具体的な活用例について研修することができ、ICT活用の推進を図ることができた。 ○ 各学校が三股町児童生徒憲章の取組みを進め、ミニ子どもサミットにおいて実践発表をすることができ、小中一貫教育の充実を図ることができた。 ○ 文教みまたの伝統教育として「校門での一礼」「あいさつ運動」「黙想・座礼」「無言清掃」「郷土に関する学習」が全学校で実践されている。
今後の課題と対応方法	小中合同授業研究会等をとおして、小・中学校の繋がりの大切さや小中連携の必要性が認識されるよう、また小中一貫教育に向けて更に理解が深まるよう一層の推進に努める。

(1) 学校教育に関すること

② 生徒指導の充実について

○ いじめ、不登校問題への適切な対応

目 標	いじめ・不登校は、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、いじめ・不登校状況の解消及び未然防止に取組む。 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校の未然防止や早期解消に努める。 ○ 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。 ○ 学校（担任、対応教員、養護教諭等）との連携を強化する。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応をするため、教職員や関係諸機関との相談体制を整備した。 ○ 家庭、学校、スクールカウンセラー、スクールアシスタント、児童生徒指導推進協力員との連携強化を図った。また、家庭訪問による児童生徒・保護者の支援を行った。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめについては、学級活動での指導、校内組織の整備についての説明会等により、教職員だけでなく児童生徒及び保護者とも共通の理解を深めることができた。 ○ 不登校については、相談活動を充実し、保護者と共に理解を図りながら学校復帰へ向けた取組みを行った。その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童生徒がみられた。
今後の課題と対応方法	思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実に努める。また、いじめ・不登校の未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実態把握に努め、相談体制の整備等に積極的に取組む。

(1) 学校教育に関すること

③ 学校給食の充実について

ア 衛生管理と食中毒の防止

目 標	安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進することを目標とする。また、食中毒が起こることのないよう衛生管理に細心の注意をはらい調理を行っているが、保健所の指導のもと、施設設備や作業手順の改善を行って衛生管理の充実を図ることに努力する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食育」に関する指導の充実 ○ 望ましい食生活習慣の育成 ○ 安全管理と事故の防止 ○ 衛生管理と食中毒の防止 ○ 給食センターの運営の充実
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所の指導を基に設備整備や作業手順の改善を行った。 ○ 研修会に参加して衛生管理について学習を行った。 ○ 国の事業による学校給食の衛生管理等に関する調査研究（指導者派遣）があり、さまざまな指導改善が行われた。 ○ 施設見学や試食の受け入れを行った。 ○ 計画的に設備等の更新を行った。 ○ 栄養教諭による食育の活動が行われた。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所及び県の立ち入り調査を基に作業等を見直すことで衛生管理の改善が図れた。 ○ 年 2 回の衛生管理研修に参加し、調理員の衛生管理に関する意識の向上を図ることができた。 ○ 蒸気ボイラー及び食器等の更新を行った。 ○ 施設見学や試食の受け入れを行ったことで大量調理やセンター運営についての理解を深めもらった。
今後の課題と対応方法	今後の課題として、給食センターは平成 2 年度に建設され 21 年が経過し、設備の老朽化や能力低下の問題もあり、安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修が必要である。また、衛生管理上、調理場と洗浄室に分けたいが構造上困難であるといった問題点もある。

③ 学校給食の充実について

イ 学校給食費未納対策

目 標	学校給食法第2条の目標を達成するため、町内小中学校における同法第11条第2項に規定する学校給食費の未納をなくすことを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食費未納対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A、学校、給食センターの連携 ・ 支払困難な家庭については、就学援助の申請 ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。 ○ 悪質な滞納者については、裁判所への支払督促申立を行う。
平成23年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未納対策委員会の開催 ○ 学校では、「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき請求、督促を行った。 ○ 未納者の就学援助申請により未納が少なくなった。 ○ 「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき、学校から依頼のあった未納者について、裁判所への支払督促申立を行った。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度に、三股町学校給食費未納対策委員会を設立し、「学校給食費未納対策マニュアル」を見直しすることで、P T A、学校、給食センターの連携がうまくいきはじめ、平成21年度分から発生した未納額が減り、収納率が上がってきた。
今後の課題と対応方法	「学校給食費未納対策マニュアル」の見直しを行ったことにより、未納額は確実に減ってきているが、100%納入は困難である。やはり、今後は、学校現場において、金額が大きくなる前に早目の対応を行うことが重要である。悪質な未納者については、裁判所への支払督促申立を行っていく。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

ア 施設設備の計画的整備・充実

目 標	児童・生徒にとって安全かつ快適な教育環境の確保とともに地震等の災害時における地域住民の避難場所としての機能を有する施設を確保するために学校施設・設備の計画的整備に取組む。
取組みの方向	老朽化した教育施設の改修及び学校との協議による施設・設備の整備に取組む。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全小中学校の備品整備を実施した。 ○ 学校と協議して、危険性・緊急性・必要性の高いものについて修理を実施した。 ○ 老朽化及び漏電による故障の頻発した三股中学校体育館照明について改修工事をおこなった。その他については計画的な工事を実施した。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の要望や、長期計画による計画的な施設・設備の整備・改修及び修理に取組んだ。
今後の課題と対応方法	厳しい財政状況の中ではあるが、国・県並びに町費を有効かつ効果的に活用し、長期計画に基づき、校舎やプール等の老朽化対策や教育環境整備を実施していくことが必要である。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

イ ICT教育・ALT教育環境の整備

目 標	児童生徒の学力向上のために、ICT設備の有効利用の促進及び英語教育の充実を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ICT機器の有効利用促進を図る。 ○ 外国語指導助手（ALT）の拡充を図る。
平成23年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に導入したICT機器（電子黒板・地デジテレビ・教育用コンピュータ・校務用コンピュータ）の有効利用を促進するために緊急雇用創出事業によりICT指導員2名を雇用了した。 ○ 英語教育の環境整備を図るため、JET事業によるALT2名と緊急雇用創出事業によりALT2名（合計4名）を配置した。
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急雇用創出事業によりICT指導員2名を各小・中学校に派遣することにより、ICT機器の有効利用の促進が図られた。 ○ 新学習指導要領改訂による小学校での外国語（英語）学習実施に伴う、小学校教諭の英語力アップを支援するため、緊急雇用創出事業によりALT2名を派遣し、英語力アップに寄与した。
今後の課題と対応方法	平成23年度まで緊急雇用創出事業によるICT指導員とALT2名の派遣が終了したが、ICT機器の利用能力については、教諭により、まだかなりの開きがある現状であり、有効利用促進の面からもICT支援員等の配置を今後も計画していく必要がある。また、ALTについては、児童・生徒の英語能力の向上を図るために、増員等の方策を立てる必要がある。

(1) 学校教育に関すること

⑤ 教育研究所の充実について

○ 調査、研究及び研究成果の活用促進

目 標	三股町の小・中学校における教育の情報化の在り方について「教科指導における ICT 活用」「情報教育の体系的な推進」「校務の情報化の推進」の 3 点を中心に究明する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会から委嘱された研究員の研究会を毎週実施、全教職員研修会を夏季と秋季に実施する。 ○ 研究所と町一貫教育組織と連携して取り組む。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ICT を活用した指導方法を研究し、教室環境の整備に関する資料を作成した。 ○ 各学校の教諭に、教育の情報化に関するアンケート調査を行い、小中合同夏季研修会で、分析・考察した結果を発表した。 ○ 秋季研修会では、三股小学校の全学級で ICT を活用した授業が公開され、全体会では、各学校での ICT 活用の実例報告を行った。 ○ 宮崎大学大学院 新地辰郎教授を招いて「三股町における教育の情報化に関する研修会」を開催し、これから三股町における教育の情報化について協議した。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3 カ年計画の 1 年目として理論研究を中心に、「教育の情報化に関する手引き」を熟読し、アンケート調査等を分析・考察することにより、教育の情報化の筋道を立てることができた。 ○ 各教室に常設されているパソコン・大型テレビについて機器のマニュアルを作成し、教職員がより利用できる環境を作ることができた。
今後の課題と対応方法	23 年度は理論研究が中心であったので、今後は実践的な研究が必要である。複数機器を組み合わせた活用に習熟していない教職員が多いので、機器活用法の研修を行い、書画カメラ等不足機器の導入を進め利用頻度を高めたい。ICT 活用によって、歴史と伝統的な教育基盤を生かした「文教みまた」を目指し、町と学校が一体になった組織的な推進を図る。

(1) 学校教育に関すること

⑥ 適応指導教室の充実について

○ 学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携・融合

目 標	<p>反社会的行動を伴わない、不登校の児童生徒の「心の居場所」として、適切な対応のもとに相談・指導・助言・支援を行い、当該児童生徒の一日も早い学校復帰をめざす。</p> <p>また、悩みを持つ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題をともに考え、解決の方法について助言・支援を行う。</p>
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校又は不適応の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。 ○ 通級する生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めると共に主要教科の基礎的、基本的事項の定着指導を行う。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通級生への教育相談及び補講を継続して行う事により「心の居場所」と基礎学力作りに努めた。 ○ デイリーライフを毎日書かせることにより家庭での生活のあり方について指導、助言を行った。 ○ 当該学校への訪問ができるだけ多く行い、学級担任、対応教員、スクールカウンセラー、スクールアシスタント等との面談や適切な支援・助言を行い、通級生の学校復帰に向けての方策を講じると共に入級該当者への面談等を実施した。 ○ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、対応教員等から入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路、部活動等の様々相談を延べ 30 件の相談を受けた。
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」と「矯正的指導・援助」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。 ○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・不登校対応教員への支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。

評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の住民や保護者の教育に関する相談、学級経営や指導方法等の悩みを持つ教員の相談に可能な限り対応することができた。 ○ 都城市適用指導教室と連絡を緊密にすることにより、不登校及び不登校傾向の児童生徒に関する情報を相互交換し有効な対策を講じることができた。
今後の課題と対応方法	<p>各学校における不登校対策委員会の活性化を促し、その運営について積極的に協力できる体制をつくる。</p> <p>また、関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出現率の低下を図る。</p>

(1) 学校教育に関すること

⑦ 人権教育の推進について

○ 人間尊重の教育の推進

目 標	児童生徒一人ひとりを大切にし、基本的人権を尊重する人権教育の充実を図る。 児童生徒の社会規範意識の育成・向上に努める。
取組みの方向	発達段階に応じた（学年ごと）目標を掲げ実践する。
平成 23 年度の取組みの概要	一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような教育を推進した。
評 値	<ul style="list-style-type: none">○ 各学校において、学校全体及び学年ごとの目標を掲げ、工夫された実践がなされた。○ 豊かな心の育成と基本的人権を尊重するための教育の推進がされた。○ 教職員への研修を実施し、人権意識の啓発を図った。 以上の取組みにより概ね目標を達成することができた。
今後の課題と対応方法	道徳教育の充実とともに、人権教育の一層の推進が必要である。

(1) 学校教育に関すること

⑧ 安全教育の徹底について

○ 児童生徒の安全確保

目 標	児童生徒が安全な学校生活を送れるよう、必要な点検等に取組むとともに、上下校時の安全対策に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校の遊具の点検・整備に取組む。○ みまもりたい・青パトを活用した上下校時の安全確保に取組む。○ 通学路点検を行う。○ 小・中学校で交通安全について指導する。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校の遊具の点検により、不良箇所を整備した。○ みまもりたい・青パトを活用した上下校時の安全確保に取組んだ。○ 通学路点検により危険箇所を整備した。○ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施した。○ 小・中学校の AED の電極パットを交換した。
評 價	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校の遊具の点検や通学路点検により、不良箇所等を整備し、通学路に街灯 1 基を設置した。○ みまもりたい・青パトを活用した上下校時の安全を確保することができた。○ 児童生徒は交通安全について理解を深めることができた。
今後の課題と対応方法	AED の使い方の周知、遊具の更新整備に努める。 みまもりたい・青パトを活用した上下校時の安全対策に引き続き取組む。また、通学路の安全確保に努める。

(2) 生涯学習に関すること

① 生涯学習社会づくりについて

○ 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実

目 標	町民の生涯学習へのニーズを把握し、学習活動の支援体制を整えるとともに、町民の学習活動への関心と意欲を高めるため、幅広い情報提供を行う。 また、知識や技能を身につけ、豊かで住みよいまちづくりに活かされるよう公民館主催教室の開設やその充実を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌、回覧広報により情報提供に努める ○ 公民館主催教室の充実し、自主教室へ移行する
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌「生涯学習みまた」を作成し、町内各世帯へ配布した。 ○ 生涯学習講演会や人権啓発講演会を実施した。 ○ 公民館主催教室が自主教室へ移行できるよう育成強化した。(平成 22 年度の 19 主催教室から、6 の教室を自主教室に移行させ、新たに 6 の主催教室を立ち上げ、19 の主催教室を実施した。)
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌「生涯学習みまた」により学習情報を詳しく、また町民に幅広く情報提供ができた。 ○ 講演会を開催することで、日頃学習することができない分野を著名な講師により学習することができ、町民の見識の向上、学習意欲を高めることができた。 ○ 主催教室から自主教室へ移行し、民間主導により教室を開設運営することができた。 ○ 幼児から高齢者を対象とした生涯学習・主催教室が実施できた。幼児の能力の発見、高齢者の健康づくり、生きがいづくりに貢献できた。
今後の課題と対応方法	生涯学習への支援体制づくりは、社会教育機関だけでなく広く学校教育関係機関や地域が一体となって推進していくことが必要である。そのため町民のニーズを把握し支援体制を整えるため、引き続き様々な情報提供や公民館主催教室等の充実に取組む。

(2) 生涯学習に関すること

② 国際理解教育の推進について

○ 中・高校生海外派遣事業の充実

目 標	町内の中学生及び高校生を海外に派遣し、訪問国でのホームステイや語学研修等を通じて異文化理解を深めるとともに、広い視野と豊かな国際感覚を身につけ、国際化時代にふさわしい青少年の育成を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前研修で訪問国の理解や英会話研修を行う。 ○ オーストラリアでホームステイをしながら、地元の学校で研修を行う。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前研修では、ALTの指導による英会話研修に取り組んだ。 ○ オーストラリア、クインズランド州ブリスベン近郊の民家にホームステイし、ジョンポールカレッジで語学研修・体験学習等を実施した。 ○ オーストラリア研修内容を報告書にまとめ学校や関係機関に配布した。
評 働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前研修の英会話学習はALTの指導により、実践的な研修となった。 ○ ジョンポールカレッジでの語学研修・体験学習とともにホームステイによる実生活の中での英会話は、国際感覚の醸成に役立った。 以上の取組みにより、目標を達成することができた。
今後の課題と対応方法	<p>国際社会に対応できる青少年を育成するために、外国人との交流の機会を多く設けるとともに、直接的な体験から国際感覚を豊かにすることが必要である。</p> <p>そのため、ホームステイや交流活動を体験できる海外派遣研修に引き続き取組む。</p>

(2) 生涯学習に関すること

③ 青少年・家庭教育の充実について

ア P T A、女性団体等各種社会教育団体と家庭との連携強化

目 標	地域社会における人間関係の希薄化などから青少年の健全育成に影響が及びつつある。よって、これから郷土社会の担い手としての青少年を健全に育成していくため、家庭、P T A、地域や各種社会教育団体が一体となって積極的な育成活動を推進していく。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種社会教育団体の事業と家庭を連携させる。 ○ 学校行事、P T A行事の中で、家庭教育を充実させる。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ P T A協議会による「教育懇話会」の開催や中学校P T Aの「みまたっ子の会」を実施した。 ○ 子ども会育成連協では、子ども会活動の充実を図った。 ○ 青少年指導員連協は、地域の見回り活動や啓発活動を実施した。 ○ 壮年連協では奉仕活動や地域の自治公民館と連携し地域づくりに貢献する事業を実施した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ P T Aにおいては「研究大会」や中学校の「みまたっ子の会」で、家庭や地域のあり方について研修・討議を行った。 ○ 子ども会は、リーダー宿泊研修やふれあい交流活動等をとおして子どもの健全育成を図ることができた。 ○ 各種社会教育団体は、それぞれ独自の活動を、また各団体が連携・協力することで地域社会づくりの幅を広げ、家庭にも働きかけ連携しながら青少年の健全育成を図ることができた。
今後の課題と対応方法	社会的環境が持つ青少年への影響は大きいことから、青少年をとりまく生活環境を把握するとともに、行政・家庭・学校・地域の連携体制を築くことで、お互いがそれぞれの役割について共通認識を持つことが必要。よって、引き続きP T A、女性団体等各種社会教育団体と家庭との連携強化に取組む。

(2) 生涯学習に関すること

③ 青少年・家庭教育の充実について

イ 家庭教育学級の充実

目 標	家庭の意義や機能、教育的役割などについて、保護者の認識を高めるとともに、親としての自覚を促し、子どもの健全育成を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内各小中学校ごとに家庭教育学級を開設する。 ○ 学級生の積極的で主体的な参加を重視する。 ○ 様々な学習内容により、子どもへの支援や家庭での指導のあり方、家庭教育に対する考え方を養う。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三股町家庭教育学級運営協議会を設置し、各家庭教育学級への情報交換、連絡調整の場を提供し、合同研修会を実施した。 ○ 各小中学校家庭教育学級へ活動費を補助した。 ○ 人権学習の場として、町が実施した人権啓発研修会、人権の集いに参加した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三股町家庭教育学級運営協議会の指導により、家庭学級運営の向上と学習内容の充実を図ることができた。 ○ 各小中学校家庭教育学級の合同研修会としての人権学習に、町が実施した人権啓発研修会、人権の集いに参加し、人権感覚を高める事ができた。 ○ 各小中学校独自の学習内容（地域での交流、親子間交流、食育、性教育、情操教育など）で特色ある家庭教育学級が開催された。
今後の課題と対応方法	近年、家族構成の核家族化が進むとともに、地域社会における助け合い意識も低下傾向にあることから、家庭教育の充実は必要であり、地域ぐるみで家庭教育を支援していくことが望まれる。よって、引き続き家庭教育の充実に取組むとともに、家庭教育学級への参加者増を図る。

(3) 文化振興に関すること

① 文化会館の利用促進について

ア 文化会館（総合文化施設全体を含む）の整備と充実

目 標	広く地域住民に親しまれ愛される施設となるための周辺整備、並びに安全性確保と利用者増を図るための機器更新及び整備を実施し、総合的な機能向上をもって、さらなる町民からの信頼獲得を目指す。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工から 11 年が経過し、施設本体並びに設備や備品の老朽化、及びそれに基づく業務への支障が顕著となっていることから、計画的整備を進める。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化に伴う図書館の屋上防水、空調設備操作盤及び L P ガス供給装置の修繕等を実施した。 ○ 22 年度より文化会館舞台機構の改修に着手し、23 年度はワイヤーロープ [2 期] 交換を実施した。 ○ 文化会館防火扉 1 力所を改修し横引式に構造を変更。衝突危険性を低減し安全性を向上させた。 ○ 総じて早めかつ適切な修繕に努めた。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に沿った整備を進行できた。 ○ 利用者やお客さまからのご指摘はもとより、清掃作業や舞台技術などの現場報告にも、その都度適切に対応できた。 ○ 見過ごされがちな軽微な破損にも積極的かつこまめな修繕を実施し、早めの対応で機能と美観の保持、利用者の安全性向上を図ることができた。
今後の課題と対応方法	<p>竣工から 11 年が経過し、老朽化並びに業務への支障も顕著になっていることから、個々の設備や備品を含め、総合文化施設の全体的な整備を継続する。</p> <p>致命的故障や事故に至る前に、定期更新を基にする整備計画継続に努め、安全性と機能の維持を図る。</p> <p>老朽化に伴い、ますます増加が見込まれる突発的事象には、弾力性を持った計画の見直しで対処できるよう、施設状態の正確な把握と俯瞰に努める。</p> <p>安全性確保・機能維持と財政負担軽減とを両立させるべく大局的観点の保持にも努める。</p>

(3) 文化振興に関すること

① 文化会館の利用促進について

イ 自主文化事業及び貸館事業の充実と推進

目 標	公立文化施設の使命を全うすべく基本理念「思い育み 知の創造」の下、創造性と独自性溢れる自主文化事業の構築並びに貸館利用者へ心の充足感を高める運営により、芸術文化振興やまちづくり、町民福祉向上等の中心的役割に資することを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両事業とも施設特長と持ち得る機能を最大限に生かすことに主眼を置き、自主文化事業は幅広いニーズに応える多様性ある事業展開及び創造性と独自性をもった公演制作に、貸館事業は利用者への積極的な企画支援と満足度向上に取り組む。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主文化事業 (26 本・147 日・7,722 人) <ul style="list-style-type: none"> ①鑑賞型 19 本 22 公演 (音楽 7、演劇 8、他 4) ②啓発・育成型(アトリエ・会館以外公演含)7 本 12 公演 2 講座(77 講) (小学巡回公演 1、中学鑑賞教室 3、青少年劇場 1、演劇ワークショップ 1、戯曲講座 1) ③[再掲]10 周年冠 6 本 7 公演 (音楽 3、演劇 1、他 2) 町民参加型演劇「おはよう、わが町」制作・上演。 ○ 貸館事業 (144 件・195 日・23,007 人) <ul style="list-style-type: none"> ・ホール・リハーサル室・会議室等
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「思い 育み 知の創造」の下、自主文化事業では「文教のまち三股」にふさわしくこれまでの普及・育成の延長となる公演制作に取り組めた。特に、10 周年記念公演として 70 人を越える出演者の町民参加型演劇作品を制作。大きな収穫を得た。 ○ 貸館事業では表方・裏方ともに利用者への積極的支援による満足度拡充、更なる学習意欲向上や舞台芸術への理解、また文化会館の利用志向醸成について来場者への波及にも繋ぐことができた。
今後の課題と対応方法	三股町立文化会館ブランドの構築を目指す。事業を問わず信頼を獲得するための地道な努力を継続し、開館以来育む創造性と独自性とともに、可動 413 席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる視点、及び芸術文化振興拠点として地域やまちづくりに果たすべき役割を明確に意識した運営を展開する。

(3) 文化振興に関すること

② 図書館の利用促進について

ア 図書館資料の整備と充実

目 標	多数出版されている図書の中から、様々な情報を提供できるよう必要な資料を見極め、図書を収集する。その中で、所蔵数が少ない分野の図書や視聴覚資料を収集し、利用者の多様なニーズに応えられるようにする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 蔵書状況を確認し、情報の古い図書や、所蔵の少ない分野の図書、特に出版数の少ない児童書を収集する。また、医療関係の図書、洋書の絵本を収集する。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 児童の学習を補助する図書の購入や読み聞かせなどに対応できる絵本を購入した。○ 医療関係の図書（40 冊）、洋書絵本（58 冊）購入した。○ 視聴覚資料（CD、DVD）は評価の高い作品を収集した。
評 値	<ul style="list-style-type: none">○ 児童図書の選定を行い、所蔵の少ない分野を新しく購入した。小学生の学習を補助する資料や看護学生や一般利用者の参考となる資料を購入し利用者のニーズに応えることができた。また、視聴覚資料は名作のDVDや朗読のCDを購入した。 <p>以上の取組みにより、目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	図書館は常に新鮮な資料を購入し利用者に提供しなければならない。限られた予算の中ではあるが、利用者の求める情報を的確に捉え、必要な資料収集に努め、さらに資料の充実をめざす。

(3) 文化振興に関すること

② 図書館の利用促進について

イ 読書サービス、読み聞かせ活動の推進

目 標	読書活動を推進するため、おはなし会や講座、イベントを実施し、読書の楽しみを知ってもらい、利用促進を図る。インターネットのサイトでの告知を充実させより一層読書活動を推進する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読み聞かせ等の講座、また各種イベントを開催し、利用促進を図る。展示コーナーの増設やインターネットで、本の紹介、読書の普及を行う。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月に文化会館で8回目を迎えた、「おはなしと音楽のコンサート」を開催した。 ○ 読み聞かせ講座を開催した。 ○ 宮崎市在住の声優池田知聰氏の講演会などを開催し、図書館まつりを実施した。 ○ 館内利用者向け検索システム（O P A C）から予約が可能になった。 ○ 詩人の谷川俊太郎氏を招き、文化会館において開館 10 周年事業を実施した。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種イベント、定例のおはなし会も定着してきた。英語の絵本や医療関係の図書は貸出も多く、O P A Cでの予約も増えほぼ目標は達成した。
今後の課題と対応方法	<p>各種イベントに多くの人が参加し、読書の推進が図れるようイベントの内容の充実、広報にさらに努める。</p> <p>子どもからお年寄りまでが利用しやすいよう、幅広い情報の提供、収集に努める。</p>

(4) 社会体育に関すること

① スポーツ振興基盤の充実

ア スポーツ行事の充実および組織の育成と強化

目 標	町民の健康増進と体力の向上及び町民の交流活動を目的にした各種スポーツ行事を実施するとともに、スポーツ活動を支える組織の育成と強化を図り、広く町民にスポーツを普及する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及。 ○ スポーツイベントの再構築 ○ 総合型地域スポーツクラブの育成。 ○ 各種スポーツ大会の開催及び誘致。 ○ 異世代間の交流を図る行事の開催。
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4年目を迎えた「町民総合スポーツ祭」に、障がい者部門を含め 14 種目の競技種目を設け、約 1 300 人の参加者を得て盛会に開催することができた。 ○ 11回目となるチャレンジ RUN&ウォーキング大会は、第1回地区対抗駅伝大会と同時開催し、町民の健康維持増進を図った。 ○ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等において、気軽にできるニュースポーツ等の普及・振興を目的に、町民を対象にした教室を開催した。 ○ 総合型地域スポーツクラブの健全運営に向けた検討により、組織と事業の抜本的な見直しを図った。また、事業の拡大を目的にスポーツ振興くじ助成事業を活用した。 ○ 町民を対象にした体力テストに、みまたチャレンジ総合クラブの協力を得てストレッチ教室を開催したことで、より充実した内容になった。 ○ 体育協会の事業の検証・評価を行い、事業内容の改善・見直しにつなげた。 ○ 体育協会の事業を広く町民に周知していただくことを目的に、広報紙を発行し配布した。

評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育協会と総合型地域スポーツクラブの事業について、事業評価と検証を行ったことで、予算の効率的な運用がなされた。 ○ 各種スポーツイベントを開催したことで、地域間や世代間交流を図ることができた。 ○ ニュースポーツ教室等により、町民が気軽に参加できるニュースポーツの普及・振興がなされた。 	
今後の課題と対応方法	<p>「スポーツ振興基本計画」に盛り込まれた取組みを実践するとともに、計画の点検評価と検証を行う必要がある。</p> <p>「市民総合スポーツ祭」をはじめとする市民参加型のイベントの充実とその周知に努め、地域間や世代間交流を図る。また、ニュースポーツ等は、一時的な普及にとどめることなくクラブ結成等への誘導が必要である。なお、みまたチャレンジ総合クラブの自主運営化を図るための方策の検討に努める。</p> <p>施設整備については、費用対効果の分析を行い、真に必要な施設整備について関係機関と協議を進めること。</p>	

(4) 社会体育に関すること

① スポーツ振興基盤の充実

イ スポーツ施設の計画的整備・充実

目 標	既存スポーツ施設の計画的な改修や運営面での工夫を凝らし、町民の方々が利用しやすいスポーツ施設の整備、改修を進める。また、町民ニーズの動向に即して施設の整備を検討する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共スポーツ施設の整備・充実 ○ 施設の効率的活用
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旭ヶ丘運動公園にジョギングやウォーキングに使用できる特設コースを整備した。 ○ 施設整備については、町民のニーズの把握に努め、できうる限りの整備を行った。 ○ 関係団体と協議を行い、弓道場の整備を行った。
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備については、町民のニーズの把握に努め、整備を行った。 <p>以上の取組みにより、目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	<p>施設整備については、費用対効果の分析を行い、真に必要な施設整備について関係機関と協議を進めること。</p> <p>施設の管理運営について、民間活力の導入を検討する。</p>

(4) 社会体育に関すること

② 青少年スポーツの振興

○ スポーツ少年団等の育成・拡充

目 標	一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを与え、スポーツを通じて体と心を育てるために組織されたスポーツ少年団として、団員をはじめ、指導者や母集団等の育成を図る。また、新規参入団の受入や登録団員の増加に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ少年団団員綱領に基づく活動 ○ 指導者・母集団等の研修 ○ 各種大会等の開催による交流活動
平成 23 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種目毎による大会の開催 ○ 町スポーツ少年団による結団式、運動会、リーダー研修、解団式等の開催 ○ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手に対しての激励金の交付
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種目毎に開催された大会は、指導者及び母集団の協力により開催された。 ○ 町スポーツ少年団主催の各行事は、加盟全団が参加するとともに、育成母集団等の積極的な協力も見受けられた。 ○ 三股町出身のトップアスリートによる講演会をはじめとした研修会等を開催し、意識向上・スキルアップを図った。 ○ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手が町長より激励され、士気が高まった。
今後の課題と対応方法	スポーツを通じて青少年の体と心を育てるという意義を深めるため、成長発達に合わせた適正な指導を行うとともに、一人でも多くの青少年が気軽にスポーツに親しめるよう引き続き事業に取り組む。なお、登録団数及び団員数が減少傾向にあるため、新規参入団の受入や登録団員の加入推進を行う。

三股町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況点検評価

総括的に申し上げれば、総ての項目の評価が、事例無しの項目を除いて、A評価及びB評価という内容は、60%の達成率を示すC評価、50%以下の達成率を示すD評価という項目が見あたらない点を考慮しても、三股町教育委員会の教育に関する事務の管理状況の評価としては、適切且つ良好な事務の管理及び執行がなされていると評価するところである。

1 教育委員会の活動・評価シート 1

中項目及び小項目 3 項目ともA評価であることは好ましいことである。しかし(3)の学校及び教育施設に対する支援の項目について、公立小中学校への学校訪問についての記載はあるが、教育施設に対する支援の内容の説明等を加える方が理解しやすい。

2 教育委員会が管理執行する事務・評価シート 2

教育委員会が管理執行する事務 16 項目は、事例なし 5 項目を除く 11 項目すべてA評価である。このことから、教育委員会がしっかりと機能していることが伺える。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務・評価シート 3

(1) 学校教育に関すること

8 の中項目、12 の小項目の中でA評価 7 項目、B評価 5 項目となっている。B評価は約 80% の達成率とはいえ、生徒指導関係、いじめ不登校問題への適切な対応の項目、学校給食の充実についての衛生管理と食中毒の防止の項目、学校給食費未納対策のB評価は、児童生徒にとって極めて重要な事項について、自らの事務内容を厳しく、評価判断した結果の表れであり、常に 100% の事務の執行を目指す構えが伺われる結果であると評価する。

また、適応指導教室の充実、人権教育の推進についての両項目の評価がB評価であることについても同様であると評価する。

学校教育に関する事項の中で特筆すべきは、複式 4 学級に補助教員を配置して学年に応じたきめ細かな指導を実施していることや、特別支援学級への補助教員の配置や通常学級への支援員の配置など三股町独自の取り組みは大いに評価できるところである。

(2) 生涯学習に関すること

3 つの中項目 4 つの小項目の中でB評価が、国際理解教育に関する事項B評価となっている。海外派遣事業に参加できなかった児童生徒への対応及び23年度以降の取り組みについて課題があると評価する。

(3) 文化振興に関する事

中項目 2 項目 4 小項目については、文化会館の整備と充実に関する項目がB評価であるが、ハード面の改善が厳しい中、運営については精力的に意欲的に取り組みが進められ成果を上げていると評価する。

(4) 社会体育に関すること

中項目 2 項目小項目 3 項目の評価はすべてA評価、町民挙げて健康で住みよい社会づくりの一助として、また、町が元気になる取り組みでもあるので、予算を有効に用いてお取り組みいただきたい。

